第78回 国有財産四国地方審議会

日時 平成30年4月4日(水) 14時00分から15時10分まで

場所 高松サンポート合同庁舎南館南101大会議室

第78回 国有財産四国地方審議会(議事録)

- 1. 開会
- 2. 財務局長挨拶
- 3. 会長選任
- 4. 会長挨拶
- 5. 会長代理指名
- 6. 議事(報告事項)
- 7. 財務局長挨拶
- 8. 閉会

[14時00分 開会]

【1. 開会】

岩川管財総括第一課長 お待たせ致しました。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまから「第78回国有財産四国地方審議会」を開催させていただきます。私は、議事に入るまでの間の進行役を務めさせて頂きます管財総括第一課長の岩川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

[審議会成立の報告]

岩川管財総括第一課長 それでは、会議成立のご報告をさせていただきます。

本審議会は、13名の委員で構成されております。本日は12名の委員にご出席いた だいております。

これは、国有財産法施行令第6条の8第1項の規定で定められた「委員の半数以上の 出席」という会議の成立要件を満たしておりますので、本日の審議会は有効に成立して おりますことをご報告いたします。

[委員の紹介]

岩川管財総括第一課長 それでは、審議に入ります前に、本日ご出席の委員の皆様をご 紹介させていただきます。お手元にお配りしております委員名簿に沿って、順次、ご紹介 させていただきます。

四国旅客鉄道株式会社、取締役会長の泉雅文様でございます。

泉委員 泉でございます。よろしくお願いいたします。

岩川管財総括第一課長 泉委員は今回新たにご就任頂きました。続きまして、株式会社伊予 銀行、代表取締役頭取の大塚岩男様でございます。

大塚委員 大塚でございます。よろしくお願いいたします。

岩川管財総括第一課長 株式会社四国新聞社、専務取締役総務局長の大森邦彦様でご ざいます。 大森委員 大森でございます。よろし〈お願いいたします。

岩川管財総括第一課長 社会福祉法人琴平町社会福祉協議会、常務理事兼事務局長の 越智和子様でございます。

越智委員 越智でございます。よろし〈お願いいたします。

岩川管財総括第一課長 越智委員は今回新たにご就任頂きました。続きまして、南海放送 株式会社、報道制作局アナウンス室 チーフマネージャー局次長の戒田節子様でござい ます。

戒田委員 戒田でございます。よろし〈お願いいたします。

岩川管財総括第一課長 有限責任監査法人トーマツ、高松事務所長の久保誉一様でございます。

久保委員 久保でございます。よろしくお願いいたします。

岩川管財総括第一課長 四国大学経営情報学部、准教授の近藤明子様でございます。

近藤委員 近藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岩川管財総括第一課長 四国電力株式会社、取締役社長の佐伯勇人様でございます。

佐伯委員 佐伯でございます。よろし〈お願いします。

岩川管財総括第一課長 有限会社瑞穂不動産鑑定、代表取締役の清水卓様でございます。

清水委員 清水でございます。よろしくお願いします。

岩川管財総括第一課長 清水委員は今回新たにご就任頂きました。続きまして高松市農 業委員会委員の佃俊子様でございます。

佃委員 佃でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岩川管財総括第一課長 株式会社マキタ、代表取締役会長の槙田實様でございます。

槙田委員 槙田でございます。よろし〈お願いいたします。

岩川管財総括第一課長 徳島大学大学院理工学研究部専門研究員の森本恵美様でございます。

森本委員 森本でございます。よろし〈お願いいたします。

岩川管財総括第一課長 なお、稲田法律事務所の稲田知江子様は、本日ご都合により欠 席でございます。

[当局職員の紹介]

岩川管財総括第一課長 続きまして、四国財務局の出席者をご紹介させていただきます。 四国財務局長の山岸晃でございます。

山岸四国財務局長 山岸でございます。改めましてよろし〈お願いいたします。

岩川管財総括第一課長 管財部長の川上幸男でございます。

川上管財部長 川上でございます。よろしくお願いいたします。

岩川管財総括第一課長 以上で出席者のご紹介を終わります。

【2.財務局長挨拶】

岩川管財総括第一課長 それでは、開会にあたりまして、山岸四国財務局長からご挨拶 申し上げます。

山岸四国財務局長 それでは、国有財産四国地方審議会の開催に当たりまして、一言ご 挨拶申し上げます。本日は皆さま年度始めの大変お忙しい中、当審議会にご出席賜り まして誠にありがとうございます。始まる前に新庁舎を見て頂きましたが、今日は諮問事 項はございませんけども、前回審議会の後の説明事項と報告事項等がございますので ご質疑等お願いしたいと思います。また昨年10月の委員改選に当たりまして、10名の 方には前期から引き続いて委員をお願いするとともに、新たに3名の方に委員をお願い いたしました。諸般諸事ご多忙のところ、当局の意のあるところをお汲み頂きまして快く 委員をお引き受けくださいました事に改めまして感謝を申し上げたいと思います。

加えて日ごろから国有財産行政はもとより、金融行政その他当局の行政全般にわたりまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことを改めまして深〈御礼申し上げまして、この場で感謝申し上げたいと思います。

本日の審議会は私ども四国財務局がこの合庁に移りまして、初めての開催となります。平成18年に完成した北館で業務を行っている6官署に加えまして、このたび完成したこの南館に14官署入居したわけでありまして、今この地域に20官署が1か所に集約されまして約1,500名を超える職員がここで働いているわけでございます。この庁舎整備によりまして利用者利便の向上が図られますことはもとより四国地域全域をカバーする防災拠点として機能発揮することになっておりまして、各機関の連携によりまして四国地域の社会経済の発展にも寄与するものと期待しております。さらには四国の玄関口であります高松駅前地区のさらなる発展・活性化につながることにも大いに期待されておるところでございまして、私ども微力ながらぜひ貢献していこうと思っております。

先ほど申しました通り、本日の審議会は、諮問事項はございませんけれども、前回審議会において諮問して答申頂いた交換案件等の結果につきまして、ご報告をさせて頂きます。

申し上げるまでもなく、国有財産は国民共有の財産でございますので、引き続き財政貢献と有効活用のバランスを保ちつつ、地域社会のニーズを的確にとらえて地域に貢献することが求められております。そのため当審議会の果たす役割は極めて大きいものと認識しております。今後とも各界ご活躍の委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴し国有財産行政に生かしてまいりたいと考えております。以上簡単ではございますけども、挨拶とさせて頂きます。本日は、よろしくお願い致します。

【3.会長選任】

岩川管財総括第一課長 それでは、議事に入らせていただきます。

今回の審議会は委員改選後、初めての審議会でございますので、まず会長の選任を お願いしたいと思います。

当審議会の会長につきましては、国有財産法施行令第6条の5第1項の規定によりまして、委員の皆様の互選により選出していただくこととなっております。

また、同じ〈第3項の規定によりまして、会長に就任されました方から、会長代理を1 名指名いただ〈こととなっておりますので、よろし〈お願いいたします。

それでは、早速でございますけども、会長の選任をお願いしたいと存じます。 どなたかご推薦をいただきたいと思いますが、 いかがでございましょうか。

槙田委員 はい。

岩川管財総括第一課長はい、槙田委員、お願いします。

槙田委員 槙田でございます。僭越ではございますが、会長には、当審議会の会長代理を 務めていただいておりました佐伯委員にお願いしたら如何かと思います。皆様いかがで ございましょうか。

[「異議なし」の声]

岩川管財総括第一課長 ありがとうございます。皆さま、ご異議がないようでございますので、委員の皆様の互選によりまして、佐伯委員に会長をお願いしたいと存じます。佐伯委員、どうぞよろし〈お願いいたします。

それでは、佐伯委員におかれましては、どうぞ、中央の会長席の方へお移りいただき たいと思います。

〔佐伯会長 会長席に移動〕

岩川管財総括第一課長 それでは、早速で恐縮ではございますが、佐伯会長にご挨拶をお願いしたいと思います。よろし〈お願いいたします。

【4.会長挨拶】

佐伯会長 ただいま会長にご推薦、ご選任を頂きました佐伯でございます。よろしくお願い致します。先ほど山岸局長からもお話しがありましたように、国有財産四国地方審議会は、四国財務局長の諮問を受けて、国民共有の財産であります国有財産をいかに有効かつ効率的に活用していくか、ということを審議する大変重要な会議でございます。会長といたしましては、当審議会の使命を果たすため、私、不慣れでいろいろ不手際があろうかと思いますけど、皆様方のご協力を得まして円滑な議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけど、就任に当たりましての挨拶をこれにて終わらせて頂きます。よろしくお願い致します。

岩川管財総括第一課長 どうもありがとうございました。

続きまして、会長代理の指名に移りたいと存じます。

会長代理は、先ほどもお話ししました通り、国有財産法施行令第6条の5第3項の規定によりまして、会長が予め指名することになっております。佐伯会長に会長代理のご指名をお願いしたいと存じます。

【5.会長代理指名】

佐伯会長 はい、会長代理は、泉委員にお願いを致したいと存じます。泉委員、どうぞよろしくお願い申し上げます。

泉委員 よろしくお願いします。

岩川管財総括第一課長 ありがとうございました。泉委員どうかよろしくお願い致します。 それでは会長が選任されましたので、これから先の議事の進行につきましては、佐伯 会長にお願いしたいと存じます。佐伯会長よろしくお願い致します。

【6.議事(報告事項)】

佐伯会長 はい、それでは議事次第に従いまして進めさせて頂きます。

本日の審議会は報告事項が3件でございます。まず報告事項1につきまして事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

川上管財部長 改めまして川上でございます。座って説明させて頂きます。

報告事項1「徳島県徳島市に所在する国有地と徳島県有地を交換することについて」の処理結果につきましてご説明いたします。本件は国有地と徳島県有地の交換案件であり、第75回審議会において事前に了解を頂いた後に第76回審議会での中間報告を経て第77回審議会において諮問し、適当と認めるとの答申を頂いたところでございます。本件についてご案内のない委員もいらっしゃいますのでこれまでの経緯を簡単に説明申し上げます。

1ページ目をご覧ください。平成27年6月、徳島県知事が徳島地裁跡地に徳島東警察署を移転させる意向を表明し、徳島県と致しましては、今後の事務を進めていくうえで当局の対応方針を早期に了知することを希望しておりました。しかし、当時は徳島地方裁判所から交換渡地の引継ぎを受けておらず、交換受地数量も確定してないなど、審議会で諮問する条件は整っておりませんでした。このため、当局は平成27年9月の第75回国有財産四国地方審議会におきまして、審議会委員の皆様方に本件をご説明し、交換手続きを進めていくことについて、あらかじめご了解をいただいたものです。その翌年の第76回審議会におきまして、まだ諮問できる状況に至っていなかったことから中間報告とさせて頂いたところですが、昨年、財産引継や数量の特定が完了するなど所要の条件が整ったことから、平成29年5月29日開催の第77回審議会において諮問事項としてご審議頂き、「適当と認める」との答申を頂いたものでございます。

では2ページ目をご覧ください。交換処理の結果ということでご説明させて頂きます。 元徳島地方裁判所敷地であった財務省所管一般会計の国有財産につきまして、徳島県 との間で国有財産特別措置法に基づく交換契約締結するという内容でございますが、これにつきましては前回審議会でご説明した通りでございます。その後、鑑定業者を一般競争入札により選定し、交換受渡財産について鑑定業者が行った評価に基づき価格を決定した結果、県が国に渡す財産は7億6千5百万円、国が県から受け取る財産は7億6千万円、差額が5百万円という結果となり、平成29年9月29日に交換契約を締結いたしまして、同年10月20日に交換差金が納入され、同日付をもちまして所有権移転を完了しております。なお、交換受渡財産それぞれの規模等については、下の表のとおりでございます。

次に3ページの位置図をご覧ください。赤枠で交換渡財産と表示しておりますのが、本件国有地でございます。位置関係について申し上げますと、JR 徳島駅南東約0.7km、徳島県庁の北0.6kmの所に位置しております。また、交換渡財産の南約0.3kmのところに現在の徳島東警察署が位置しております。徳島東警察署は平成30年4月1日より徳島中央警察署に名称変更されております。また、国有地からさらに北0.5kmの助任川沿いに交換受財産である旧徳島県立聾学校敷地が位置しております。この図面でお分かりになると思いますが、国有地は徳島市の中心に位置しております。

次に4ページが案内図となっております。位置関係については今、申した通りですが、

本件交換渡地は赤枠中に赤い色で着色した部分でございます。一方の徳島県立聾学校 敷地は黄色枠で示したところでございます。これらの財産の近隣には多くの官公署が立 地しているほか、JR 徳島駅や徳島中央公園も近くにあります。

なお、次の5ページに、ご説明いたしました財産の位置や環境と合わせまして、交換財産の概要として取りまとめておりますのでご確認頂ければと思います。

次に6ページ目をご覧ください。交換渡財産の現況写真及び現況平面図です。現況写真をご覧いただきますとわかりますように、現状は更地となっております。 と表示している建物がすでに完成しております徳島地方裁判所でございます。また、平面図は形状をご確認いただく程度の図面ではありますけれども、赤色で塗りつぶしているところが交換渡財産4,025㎡でございます。当該土地は裁判所側を除く三方を国道や市道と接しております。交通アクセスが非常に良い土地でございます。

1枚めくって頂きまして7ページ目をご覧ください。交換渡財産の利用計画でございま す。徳島東警察署施設整備等事業の概要についてご説明申し上げます。警察署の名前 は変更されておりますけれども、事業名は変更されておりません。徳島県からは、本事 業の目的は新たな防災拠点の整備でもあり、大規模災害発生時には県庁および警察本 部の代替施設としても機能すると聞いております。また、警察署が本県交通の要衝に建 設されることにより迅速な出動体制が確保できるなど、徳島市の治安維持に資すること になるものと期待されております。事業の特徴としまして、本事業は財政負担縮減のた めPFIを導入しておりますが、当該PFI事業による警察署庁舎単独整備事業は全国初で あると聞いております。また事業スケジュールとしましては、本年1月26日に基本協定を 締結し、3月13日には、事業者である㈱徳島県警PFIサービスとの間で本契約が締結さ れております。今後平成33年2月中旬までに設計、建設工事を実施し、平成33年3月1 日に供用が開始される予定となっております。なお、事業規模でございますが、契約金 額は約75億円であり、平成30年度当初予算は、埋蔵文化財調査や本庁舎設計等の費 用として2億3千万円が計上されております。また、債務負担行為限度額としまして90億 円を設定しておりますが、基本協定の締結後、平成48年3月までの維持管理・運営業務 終了までの支出予算額でございます。

次に8ページをご覧ください。交換受財産の現況写真および平面図です。現況写真をご覧いただきますとわかりますように、こちらの財産につきましても、現状、更地となっております。また、平面図で黄色に塗りつぶしているところでございますが、これが交換受財産6,670㎡でございます。当該土地の北側、東側が助任川に接しておりまして、建物を建てる場合には、斜線制限等の制約を受けない、景観が非常に良い土地であります。なお、写真でと表示している建物は、助任川対岸に位置しております、徳島大学でございます。最後に交換受財産についての利用予定でございます。現時点におきましては具体的な利用方法等は決定しておりませんので、今回特段の資料等は用意しておりませんが、当該財産については、これまでの審議会の中で委員の皆様から「隣接する県有地等との統一的な活用を検討するように」とのご意見を承っているところでございます。このご意見等は、現在私どもが取り組んでおります国公有財産の最適利用の考え方に合致するものでございます。従いまして、徳島県、徳島市の他、関係先と連携を密にしながら今後における活用方針等につきまして検討していくこととしております。

以上をもちまして報告事項1「徳島県徳島市に所在する国有地と徳島県有地を交換することについて」の処理結果についての説明とさせて頂きます。

佐伯会長 はい、ありがとうございました。ただ今のご説明に対しましてご質問等がございましたら、どうぞご自由にご発言をお願いしたらと思います。 どうぞ。

近藤委員 質問でもないですけど、意見でございまして、私は徳島から参りまして、この辺りっていうのは、3ページにありますように、ひょうたんの形をした島になっていまして、NPOが「ひょうたん島クルーズ」と称してクルーズ船を走らせて、徳島市内の景観を見ながらお散歩をしてもらおうという取り組みと、あと、この辺りの川はとても汚かったのですけれども、その掃除をしてくださり、徳島の環境のお勉強をするのにもちょうどいい土地でございます。ご説明頂きました通り、交換渡しの方は警察署として利用され、新たな防災の拠点として有効活用されることと思いますので、受け地の方に関しましても、ご説明頂きました通り、ここで「ひょうたん島クルーズ」をする時に「川の駅ネットワーク構想」がありますので、そこのあたりもちょっとご検討頂きながら、市と県といろいろと話をして活用して頂ければ大変助かります。どうぞよろしくお願い致します。

川上管財部長 はい、貴重な意見ありがとうございました。今のご意見も踏まえまして、エリアマネジメントの考え方に合致するものでございますので、今後とも県、市等関係先との連携を密にしながら、検討させて頂きたいと思っております。

佐伯会長 ご意見ありがとうございます。他、ご質問等ございますか。

泉委員 よろしいでしょうか。

佐伯会長 はい、どうぞ。

泉委員 今の関係で、何か地元では具体的に検討会をやろうという動きが出てきているのですか。

近藤委員 具体的にはまだ出てないと思います。

泉委員 そういう動きが出てきたら、国としても、そういう公的なものに利用できる、比較的 いいものに利用できるかどうか、という観点で参加していくことになるのですか。

川上管財部長はい、その通りであります。

佐伯会長 他、ございませんか。

報告事項1については以上でよろしゅうございますか。

はい、それでは報告事項2の方に移りたいと思います。事務局の方から続いてご説明をお願い致したいと思います。

川上管財部長 はい、続きまして、報告事項2「庁舎等使用調整計画について」のご説明を させて頂きます。

1ページ目をご覧ください。委員3名が交代されておりますので、まず国有財産の総括につきましてご説明させて頂きます。ハローワークは厚生労働大臣、法務局は法務大臣というように、個々の国有財産の管理処分事務は各省各庁の長、いわゆる各省の大臣が行っておりますが、国有財産を全体として最も有効に活用するためには、個々の国有財産の管理処分事務について総合調整を行う必要があります。その総合調整のことを「総括」と言いますけれども、この国有財産の総括を財務大臣が行っております。この総合調整の一つの機能が「使用調整」と呼ばれるものでございます。

2ページ目をご覧〈ださい。庁舎等使用調整計画についてご説明させて頂きます。ま ず使用調整について説明させて頂きます。「使用調整」という用語は、「国の庁舎等の使 用調整等に関する特別措置法」、略して庁舎法と私たちは呼んでおりますけれども、そ の第2条第3項に、「庁舎等を適正かつ効率的に使用するため、所管換、その他の方法 により、その使用について必要な調整をすること」と規定されております。具体的な例で 申し上げれば、官署の統廃合や職員数の減少等により庁舎に空きスペースが生じた場 合、その効率的な使用を図ることを目的に庁舎横断的な入れ替え調整を行うことを使用 調整と申しております。また、この使用調整に関する計画のことを「使用調整計画」と言 っております。使用調整計画の策定手続きにつきましては、庁舎法第4条に規定されて おります。その手続きを簡単に示しましたのが上の図となっております。前回審議会以 降、小松島みなと合同庁舎の庁舎等使用調整計画および坂出合同庁舎の庁舎等使用 調整計画につきまして、平成30年1月19日に財務大臣から財政制度等審議会に付議 され、同日開催の財政制度等審議会第38回国有財産分科会におきまして、審議のうえ 了承され計画を決定したものです。財務局におきましては、官署の入居、入れ替え調整 の案もできましたら財務本省に提出します。財政制度等審議会の付議を経まして財務大 臣が使用調整計画を決定、関係省庁に使用調整計画を通知して、その後、官署の入れ 替え調整が実施されることになっております。計画決定された使用調整計画につきまし ては、かねてより計画決定直後に開催される当審議会におきまして、ご報告することとし ておりますので、この2件の使用調整計画について説明させて頂きます。

それでは「小松島みなと合同庁舎の庁舎使用調整計画」について説明させて頂きます。

3ページ目をご覧頂きたいと思います。

小松島みなと合同庁舎は小松島市役所の北北西約600m、JR牟岐線南小松島駅の 北方約500mに位置しております。4ページを見てください。赤い点線で結んだところが 小松島合同庁舎になります。「小松島みなと合同庁舎」は、今後、「みなと合庁」と省略さ せて頂きます。黄色の点線で囲んだところが今回みなと合庁に移転することになります、 小松島港湾空港整備事務所になります。「小松島港湾空港整備事務所」につきまして は、今後、「小松島事務所」と省略させて頂きます。1ページをおめくり頂きまして5ページ 目でございます。使用調整計画の概要について説明させて頂きます。みなと合庁は税 関、入国管理局、検疫所、植物防疫所、動物検疫所、海上保安部といった国の公安関係 官署の他、ハローワークを加えた7官署が入居する小松島市内で唯一の国の合同庁舎 でございます。平成15年9月に、みなと合庁の入居官署であった徳島地方法務局小松 島出張所が法務局に統合されまして、みなと合庁から退去したことから、約640㎡の空 きスペースが生じたものでございます。この空きスペースを活用するため、近隣に所在 する小松島事務所をこの空きスペースに入居させることとしたものです。小松島事務所 は、国土交通省四国地方整備局の出先機関の一つでございます。職員数は約20名、 主な業務は港湾整備事業、空港整備事業を行っており、港湾や空港の安全対策、機能 強化に係る整備を行っている国の官署でございます。

小松島事務所の庁舎は、徳島県より年額約180万円で借り受けた敷地1150㎡の上に、国が昭和62年に鉄筋コンクリート2階建て、延736㎡の建物を建築したものです。

みなと合庁の入居官署としまして、小松島事務所を選定した理由ですけれども、大きく分けまして3つございます。一つ、小松島市内に所在する官署で唯一単独庁舎に入居している官署であったこと、二つ、入居に必要な床面積が540㎡と、空きスペースにちょうど収まる規模であったこと、三つ、港湾関係官署であり、移転によりその業務環境に影響がないほか、入居している他の港湾関係官署との連携も向上するとともに、国の港湾関係官署が一カ所に集まることで利便性が向上することなどから、入居官署として適当と判断したものでございます。

この使用調整による財政効果といたしまして、年間約180万円の借受料の縮減が図られることとなります。

以上が、「小松島みなと合同庁舎の庁舎等使用調整計画」の概要になります。

では、続きまして、「坂出合同庁舎の庁舎等使用調整計画」について説明させて頂きます。6ページ目でございます。坂出合同庁舎は、坂出市役所の道路向かい、JR予讃線坂出駅の北東約50mに位置しております。坂出公共職業安定所は、県立坂出高等学校の北約100m、JR予讃線坂出駅の南西約300mに位置しております。「坂出合同庁舎」は「坂出合庁」、「坂出公共職業安定所」は「ハローワーク坂出」と省略させていただきます。1ページおめくりください。7ページ目でございます。

赤い点線で結んだところが、坂出合庁になり、黄色の点線で結んだところが、坂出合 庁に移転することになります、ハローワーク坂出となります。

8ページ目をご覧ください。使用調整計画の概要について説明させて頂きます。

坂出合庁は、坂出市と国の合築の庁舎で、国の入居官署は、高松国税局坂出税務署、中国四国農政局四国土地改良調査事務所の2官署でございます。

平成19年5月に坂出合庁の入居官署でありました、高松法務局坂出出張所が丸亀 支局に統合され、坂出合庁から退去したことなどから、約630㎡の空きスペースが生じ たものでございます。この空きスペースを活用するため、近隣に所在するハローワーク 坂出をこの空きスペースに入居させることとしたものでございます。

ハローワーク坂出は、厚生労働省香川労働局の出先機関の一つです。職員数は12 名で、主な業務は、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を行っております。

また、ハローワーク坂出は、敷地約790㎡の土地に、昭和48年築の鉄筋コンクリート2階建て、延529㎡の事務庁舎等で業務を行っております。

坂出合庁の入居官署といたしましてハローワーク坂出を選定した理由でございますが、坂出市内に所在する官署で、坂出合庁に入居していない官署が7つありましたが、こちらも大き〈分けて理由は3つあり選びました。一つ、港湾付近に所在する必要があり入居できない港湾関係官署を除きました。二つ目、坂出合庁の空きスペース630㎡の広さに見合うこと。先ほど申した通り、ハローワーク坂出は540㎡が必要でございます。三つめ、市役所前という好立地で来庁者数が多い官署が入居することが望ましいと判断されることなどから、ハローワーク坂出を入居官署として適当と判断したものです。

この使用調整による財政効果といたしましては、ハローワーク坂出の敷地約790㎡、 台帳価格約3,550万円が売却可能財産となります。

以上が、「坂出合同庁舎の庁舎等使用調整計画」の概要になります。

それでは、報告事項2「庁舎等使用調整計画について」の説明を終わらせていただき

ます。

佐伯会長 はい、ありがとうございました。今の報告事項2の説明につきまして何かご質問等ございましたら、どなたからでもお願い致します。

泉委員 よろしいですか。

佐伯会長 はい、どうぞ。

泉委員 どちらも非常に良い計画だと思うのですけれども、実行時期はいつ頃を考えていますか。平成30年度中にやる感じですか。

川上管財部長 平成32年以降を予定しております。

泉委員 以降ですか。以降ということは、32年度も入る。移転のための予算もあるでしょうから、それを見ながら、この1、2年に、いい話だから早くやってもいいのではないかと思うので、よろしくお願いします。

川上管財部長はい、ありがとうございます。一生懸命促進して参りたいと思います。

佐伯会長 他、ございませんか。

はい、どうぞ。

越智委員 坂出の場合、公共職業安定所が入るのは1階部分でしょうか。

川上管財部長 2階部分を予定しております。

佐伯会長 1階だったら便利なのにね、っていうことですよね。

越智委員 そうです。

川上管財部長 既に入っているところがありますので、空いているところに入れたいと思っております。

越智委員 最近は障害がある方もハローワークで仕事を探すようになりましたし、ご高齢 の方もいらっしゃいますので、できたらバリアフリーを少しご配慮頂けるようにお願いした いな、と思いました。

川上管財部長 はい、ご意見等を踏まえまして、予算要求等に反映するように指導して参りたいと思います。なお、ハローワーク坂出につきましては、駐車場9台のところから、今度45台のところになり、車線を挟んだ反対側に市役所がある。そういう意味では利便性が高まると考えているところでございます。

佐伯会長 他、ございませんか。

ちょっと私からお聞きしてもよろしいですか。2ページの基本的なところで、個別の小松島と坂出の件ではないですけど、使用調整計画の決定っていうのは財務省に権限があるんですよね。

川上管財部長はい、そうでございます。

佐伯会長 ですよね。使用調整計画の案を作る時には調整があって、各省庁間のいろいるご意向もあるけれど、そのあたりは財務省が最終的には権限を持っているので、効率的にスペースを使う、効率的に予算を使うということで、財務省として計画を作ってこれに従いなさいっていうことは、現実問題としてできるのかというのが一つと、実地調査であったり、各省庁から要請があったりということで、今回はマッチングしているところが2か所ありますけど、合庁に空きがあったり、単独庁舎だけどうま〈マッチングができていないというのがどれぐらいあるのかを参考までにお聞きしたいと思います。

川上管財部長 最初の質問でございますが、権限があるのかと申しますと、法律上の権限

はもちろんございます。当局管財部に「監査」という部署もございまして、毎年そういう空スペース等を確認しまして、そういったことを把握しながら「ここに入って〈ださい、これがベストですよね」っていう説明をさせて頂いています。もちろん相手の都合もありますから、相手の反応も聞かせて頂きまして、それが説明責任を果たせるものであれば、それはそれでまた考えるようにしますが、権限としてはあるものでございます。

2つ目の質問でございますが、数を把握しているわけではございませんが、割と四国は、合庁が街中にございますが、森林管理局系とか、山の中にポツンとあって、合庁に持ってこられない、というものがかなりある。もう一つは、海辺に港湾事務所がポツンとあるところを持ってくるわけにはいかない。こちらの方の数は相当数あります。

佐伯会長 はい、ありがとうございました。私ども民間の感覚からすると、行政コストをなる べく削減して頂くという趣旨から、財務省の立場で調整をしっかりして頂いてより公正 に、という趣旨でお聞きしたつもりです。多分、他の委員さん方も同じ意見かなと思って おります。よろしくお願いします。

川上管財部長 ありがとうございます。引き続きがんばって参りたいと思います。 佐伯会長 報告事項2についてはよろしゅうございますか。

はい、それでは報告事項3に移りたいと思います。引き続きまして事務局の方からご 説明をお願いしたいと思います。

川上管財部長では、続きまして、報告事項3「今後の国有財産の管理処分のあり方について」ご説明させて頂きます。

大阪府豊中市所在の国土交通省大阪航空局所属の特別会計普通財産を近畿財務局が契約事務の委任を受けまして処分した事案、いわゆる「森友事案」につきまして、平成29年2月以降、国会において質疑が行われ、様々な指摘を頂いたところでございます。

また、参議院予算委員会の要請を受けまして、会計検査院による会計検査が行われ、同年11月22日に検査結果の報告が国会に提出されたところでございます。

こうしたことを踏まえ、国有地を地方公共団体、社会福祉法人、学校法人などに対して公共性の高い用途に供するために行う随意契約、私どもは省略して「公共随契」と呼んでおりますが、これらにおきまして処分する場合の国有財産の管理処分手続き等に関する見直しも含め、平成29年12月11日、財務大臣から財政制度等審議会に対しまして、「最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえた、今後の国有財産の管理処分のあり方について」、諮問が行われたところでございます。

財務大臣から諮問を受け、今後の国有財産行政の方向性に関する専門及び技術的な事項を検討するため、財政制度等審議会国有財産分科会にワーキングチームが設置されました。以後、「財政制度等審議会国有財産分科会」は「分科会」と省略させていただきます。

資料をご覧ください。資料の1から4ページ目は、諮問が行われました平成29年12月 11日の分科会において、財務省理財局が配付しました「最近の国有財産行政を巡る状況と課題」の資料となっております。

2ページ目、お願いいたします。2ページに「最近の国有財産行政を巡る状況」が示され、3ページに「普通財産に関する課題」、4ページに「行政財産に関する課題」が提示されております。

人口減少・少子高齢化などの社会・経済環境の変化や、宿舎削減計画後の国有財産の状況等を踏まえた今後の国有財産の管理処分のあり方につきましては、分科会で引き続き検討を行っていく予定とされておりますので、これらの検討結果につきましては、分科会において公表されましたら、各委員にご説明したいと考えております。

分科会においては、国有財産の管理処分手続きの見直しにつきまして、資料では3ページの一番上、赤枠囲みの部分でございます「普通財産の管理処分手続きの適正性の向上」の部分につきまして検討が行われ、その検討結果は、平成30年1月19日に開催された分科会におきまして、「公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直しについて」としてとりまとめられました。

それでは、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続き等の見直しの具体的な内容につきまして、説明させて頂きます。

5ページ、6ページをご覧ください。

国有財産は国民共有の貴重な財産であることから、その管理処分は適正に行うことが重要であり、特に、公共随契においては、一般競争入札ほど価格等による競争が働かないことから、処分の相手先や処分価格の決定などについて、より透明性の高い明確な手続きの下で行うことが求められているところでございます。

このため、公共随契を中心とする国有財産の管理処分手続きにつきましては、「1.管理処分手続きの明確化」「2.価格の客観性の確保」「3.行政文書の適切な管理による説明責任の確保」という方向で、一層の適正性の向上に努めることとされております。

なお、その内容が多いため、本審議会における審議内容等に関係する部分を中心に 説明させて頂きたいと思います。

5ページ目、よろし〈お願いいたします。5ページ、「1.管理処分手続きの明確化」をご覧〈ださい。

「管理処分手続きの明確化」とは、国有地の管理処分の手続きにつきまして明確化を図り、その際、例外は極力作らず、仮に例外がある場合も限定的なものとし、その基準を明確に定めることとされております。

「(1) 売払い等結果の情報開示」については、国有財産を一般競争入札や公共随契により貸付け・売払いを行った場合においては、財産の概要や契約金額等の契約内容を財務局のホームページで原則公表しております。

ただし、契約内容のうち、契約金額については、相手方から非公表の要請があり、情報公開法上の不開示事由にも該当すると考えられる場合には公表を控えてきたところです。

しかしながら、国有地の処分について広く国民が関心を有していることを踏まえますと、売払いの契約金額については必ず公表することとし、また、定期借地の賃料についても積極的に公表するほか、処分対象の国有地に関する情報開示の充実を図ることが望ましいものと考えられます。

このため、契約金額につきましては、公表の同意を契約締結の要件とし、一般競争入札のみならず、すべての公共随契による貸付け、売払いの契約金額を公表する方向で見直すこととされたものでございます。

「(2) 処分等価格の決定手続き(見積り合せ)」につきましては、国有地を公共随契に

より貸付け・売払いを行う場合における処分等価格の決定方法につきましては、国にとってより有利な価格を追求すべく、会計法令に基づきなるべく相手方から契約希望価格を確認し、国の予定価格以上であるか否かを確認する手続き、いわゆる「見積り合せ」を行い、予定価格以上の価格を契約価格とすることとしております。なお、見積り合せの実施は会計法令上必須とされていないことから、相手方自らが価格を見積もることが困難と認められる場合には、見積り合せを省略して契約価格を相手方に通知することも許容されておりますが、どのような場合にそのような取扱いが認められるかについては明確に定められていません。

しかしながら、相手方自らが価格を見積もることが困難だとしても、不動産鑑定士等の外部専門家を通じて価格を見積もることは十分可能と考えられ、現に国有財産の管理処分においてそのような取扱いも行われています。

このため、公共随契におきまして国有地の処分等価格を決定するに当たって、例外は設けず、すべての取引において見積り合せを実施すべきとされたものです。その際、相手方が見積り合せに向けた十分な準備を行えるようにするため、評価条件の明確化を図り、相手方に事前に示すことが重要です。また、予定価格とほぼ同等の価格での契約を意図して予定価格より低い価格から、反復継続した見積り合せが行われるおそれがある場合に、日を改めて実施するほか、こうした相手方に対しては最終的に手続きを打ち切ることなどを含め、見積り合せの手続きについての明確化を図るべきもの、とされたものでございます。

飛ばしまして、「(7) 利用計画等の審査」について、でございます。

財務局は、地方公共団体等から公共目的での取得等要望を受理した際には、随意契約を締結するに相応しい者・用途であるかを判断するため、当該事業の必要性や利用計画の妥当性などについて審査することとしております。しかしながら、地方公共団体以外の事業者から、許認可の対象となる事業に関し取得等の要望がある場合においては、専門的知見を有する地方公共団体などの許認可主体において、事業者に対する審査が行われております。随意契約による国有地の処分について財務局が実効性のある審査を行うためには、事業の許認可主体の審査を踏まえた対応を行うことが重要です。このため、国有地の処分に係る審査に当たりまして、事業の許認可主体において事業者に関する審査が行われる場合には、事業の必要性や利用計画の妥当性につきまして、事業許認可主体に文書で照会し、確認を行うべきとされたものです。また、財務局におきましては、随意契約の適格性の審査に加えまして、事業者の財務状況、資金調達の確実性及び将来の資金計画など支払の確実性確保の観点からの審査を重点的に行うべきとされたものでございます。

概要版では記載が省略しておりますが、「(8) その他」の中で、「国有財産地方審議会への付議・報告」及び「取得等要望の受付」について、触れられております。

「国有財産地方審議会への付議・報告」につきましては、国有財産地方審議会に付議を行う場合に、地方公共団体などの許認可主体と事前に十分な協議を行った上で、最終的な許認可が行われる前でも、施設等の設置認可が行われることを条件とした国有地の管理処分であることを明らかにした上で付議するといった取扱いを明確に定めることとされております。また、施設等の設置許可など、条件付きで国有財産地方審議会の答

申が得られた場合には、後日開催される国有財産地方審議会において答申後の処分等の状況について報告事項とするなどの取扱いも明確にするとされております。

「取得等要望の受付」につきましては、地方公共団体等による未利用国有地の更なる有効活用を推進していくためには、地方公共団体等における十分な検討期間が必要と考えられることから、取得等要望の受付期間を現行の3か月よりも長くすることが検討されております。

以上で、報告事項3「今後の国有財産の管理処分のあり方について」の説明を終わらせていただきます。

佐伯会長 はい、ありがとうございました。本件は、最近社会的に注目されている件でございます。 何かご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

近藤委員 今、ご説明頂いてとってもわかりやすかったですけれども、ただ社会的な大きな問題ということを会長からもお話しありましたけれども、今回、いつもほとんどの事業で、本当にきっちりとお仕事して頂いている中で、1件でもこういうことがあればとても大変なことになるので、これを機に今後わかりやすくとか、透明性をもって進めていかれるということと理解致しました。その中でご説明頂きました資料の5ページの1番(1)で、契約金額を全て公表、というところがあるのですが、契約金額は、契約後ではなく契約前に公表して意見を伺う必要はないのかな、というところがちょっと疑問に思いまして、すべての契約前にそういうことになると、かなり多くの意見が寄せられて、行政的にかなり負担が大きいかなというところもありますが、そこのあたりをどのようにお考えかというところを伺えたらと思います。

川上管財部長 現在話が進んでいるところでございますけれども、今までは個人情報保護等のいろいろな法律がありますので、契約額は相手方が非公表にして〈ださいという場合には非公表にしていましたが、今回は国の財産を買うのであれば契約条件として必ず公表しますということを契約書に謳うという方向性だと聞いております。

近藤委員 契約後に、こういう金額でしたということを公表なさるという理解でよろしいでしょうか。

川上管財部長 そうです。

近藤委員 ありがとうございます。

佐伯会長 その他ございませんか。どうぞ。

大塚委員 特に今回、問題となっておりますので、例えば、地下埋設物があれば、その不動産の価格が下がって取引されるのは当たり前のことでありまして、そういう不動産について国有財産の審議を行う場合に、私が、この審議会のメンバーとして、この審議会委員の責任を果たすという観点から見たときに、どういう確認ができるのかということを考えております。例えば、地下の埋設物があることによって、10億が2億になる、これは当然あることでありますから、そこで納得するのか、あるいはその審議会で、例えば地下埋設物が10m地下まであるというところが写真等で示され、そこを了解するという形を経るのか。例えば、取締役で責務を果たすときにどこまで注意義務、忠実義務があるかという話があるのと同様に、審議会委員として、果たすべき責任を果たすときにどこまで資料提供を求める必要があるのか、というところが、今回の事件の中で感じるところがありまして、お教え頂ければと思います。

川上管財部長 はい、当局としまして2点あると思われます。

一つは国の責任の範囲、支払額につきまして明確を図るため、契約締結前に判明している瑕疵は瑕疵担保責任の対象とならないこと、また2つ目としまして瑕疵担保責任の範囲は売払い代金を上限とする、ということを契約書に明記して瑕疵の範囲を確定するのが第一と思っております。それに続きまして鑑定評価でございます。鑑定評価書の審査、評価書の作成を行っておりますけれども、不動産鑑定士への鑑定評価の依頼に当たりまして、鑑定評価の参考となる資料を提供する場合に、独立した立場で鑑定を行うべき不動産鑑定士におきまして適切な判断がなされるよう、その資料を作成された背景や経緯、作成者等について十分な説明を行って鑑定評価の精度の一層の確保を図るべき、というような方向で考えているところでございます。ですから一つは瑕疵をちゃんと確認しましょう、もう一つは鑑定書の評価について持っている資料はみんな出しましょう、それで、第三者である不動産鑑定士に鑑定してもらってそれを参考にしましょう、としているところでございます。

佐伯会長 はい、どうぞ。

- 模田委員 意見ではなくて提案ですけど、今回のことでもこういう審議会があるということを 一般の人はほとんど知りません。みんなテレビ見ていても、財務局が勝手にやったこと だなという認識です。我々が審議している、こういうことをやっているというのはアピール されたらいかがですか。独断で財務局がやっているという、そういう認識はやっぱり払拭 しなければいけないと思います。
- 川上管財部長 ありがとうございます。貴重な意見でございます。これからもそのような方向に向けまして財務省・財務局一丸となってがんばっていきたいと思っております。ありがとうございました。

佐伯会長 どうぞ。

- 森本委員 はい、(7)の部分ですけれども、「利用計画等の審査」というところで少し気になったのですが、公共随契を中心として今回議論されていると思うのですけれども、事業者の最後ですね、(7)の最後の行で、「事業者の財務状況を重点的に審査」と書いてあるのですけれども、分割払いが認められているのかどうかですね。もし10年かけてそのお金を払いますっていうことになったときに、その10年先の事業者の財務状況を財務省の方で判断されるっていうのは非常に厳しいのではないか、ということが1点と、その支払い確実性っていうところがですね、地方自治体ならともかく、公的なことをやろうとしている学校法人みたいなところでしたら、どのように支払い確実性があると判断なさる方向性なのかというところを少しお聞かせ願えればと思います。
- 川上管財部長 はい、後の方の質問、どういうところかっていうところはですね、今まさに話し合って頂いているところですので、こういうところをチェックしなさいというのは今後出てくると考えております。最初の方の質問でございますが、公共用途で財産を売払う場合を含めまして代金を一括で支払うことが困難な場合、法律上、延納の特約を結ぶことが認められております。また代金の一部を納付すれば所有権を買主に移転する取り扱いを行ってきたところでございますが、今後はそういうことも含めまして、例えば、今は、代金の20%収めれば名義を変えるよ、って言ってますが、それを50%に上げるとか、様々なことが検討されると聞いておりますので、また、そういうことがわかりましたら情報

提供させて頂きたいと思っております。ありがとうございました。 佐伯会長 他、ございませんでしょうか。

大塚委員と槙田委員からご質問とご意見、ご提案があったことに関連して言うと、今、 話題になっている案件についてもこの審議会はもちろん通過しているんですよね。 川上管財部長 個別の事案が、ということでしょうか。

佐伯会長 ああいう売却案件があると、審議会、例えば四国であるとここを通っていくのでしょう。あれは実際通っているのではないですか。

森本委員 メディアでちらっと見たのですけれども、非常に紛糾をして...

川上管財部長 (当初の貸付の前に)当然していると思いますが。

佐伯会長 手続的には、こういう審議会を通して最終的には案ができるというか、決定になると理解しているので、その話からいくと、槙田委員がおっしゃったように、こういう審議会を通っていることがあまりわからないですよね、ということがあってのご提案があり、一方で、大塚委員からは、そうだったら、私たちが「この審議会を通っているんですよ」って言った時に、委員は誰だ、例えば大塚委員がおられたら、あの時しっかりデータを見せてくれなかったから、うんとは言ったけど無責任になるので、どこまでちゃんと説明してくれるんですか、そのあたりはちゃんと合理的な説明を我々には提示してください、っていうことを、多分、大塚委員はおっしゃっていたのかと思いますが、そうですよね。大塚委員はい、そうです。

川上管財部長 私ども引き続き説明責任を常に果たしてこの審議会にかけられるように邁 進していく所存でございます。ありがとうございました。

佐伯会長 よろしくお願いします。国有財産をうまく活用していくということは、やはり不要になったものは売却していく、非常に重要な仕事ですけど、土地の売買っていうのはいるんなことがありまして、なかなかきちっといかないですよね、清水さん。

清水委員 いろいろあります。

佐伯会長 いろんな方がいらっしゃるし非常に難しいとは思うのですけど、これを基本にして私どもの意見がある程度反映して、より公正なものになるという形でこの審議会がワークできたらなと思っております。

報告事項3についてはよろしいでしょうか。

はい、それでは以上をもちまして今日3つ予定しておりました議題については、すべて 議事を終了しました。ありがとうございました。

今日の議事の結果等につきましては、この後四国財務局の方から記者発表を行うとともに、後日各委員の皆様のご了解を得たうえで四国財務局のホームページに議事録を掲載することになっているようでございますので、その点ご了解を頂ければと思います。それでは終了させて頂きます。ご協力ありがとうございました。それでは、進行は、以下事務局にお任せします。

岩川管財総括第一課長 はい、佐伯会長、どうもありがとうございました。

【7.財務局長挨拶】

岩川管財総括第一課長 それでは四国財務局長からお礼のご挨拶をいたします。 山岸四国財務局長 本日は本当に会長、会長代理をはじめ委員の皆様に貴重なご意見を 賜りまして誠に感謝申し上げたいと思います。特に本日の報告事項の3番目、事務局から説明がありました通り、財務省は、まさに走りながら、今、考えているところでございます。いろんな反省を踏まえつつ走りながら考えている中で、特に最後のご質問等、本日出たご意見もきちんと本省に伝え、こういう点に気を付けるよう報告させて頂くということで、おそらく全国の各財務局の中でもご意見も賜っているものと思いますが、本当に貴重なご意見を頂いたと思っております。

それから私、拝聴しておりまして、報告事項の1と2もそうでございますけれども、事実関係の確認、あるいは制度の確認等も含めまして、ファクトはこうなっているということ、また、我々自身も、こういうことが気を付けるべきことだということの指さし点呼と言いますか、しっかりと再認識できたと思っております。ご指摘なりご質問頂いた点はしっかりやらなくちゃいかんぞ、という重点事項だと受け止めまして、一歩一歩着実に処理して参りたいと思います。本日は本当にありがとうございました。引き続きまたご指導をよろしくお願い致します。

【8. 開会】

岩川管財総括第一課長 以上をもちまして、第78回国有財産四国地方審議会を閉会とさせて頂きます。

委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

[15時10分 閉会]

第78回 国有財産四国地方審議会

報告事項説明資料

報告事項1

「徳島県徳島市に所在する国有地と徳島県有地を交換することについて」の処理結果

平成30年4月4日(水)財務省四国財務局



報告事項の経緯



1. 平成27年6月16日

徳島県知事が、徳島県議会本会議において徳島東警察署の移転場所を「徳島地方裁判所跡地」 にすることを表明

2. 平成27年9月25日

第75回国有財産四国地方審議会において「了解を求める事項」として委員にご説明 当局への財産引継ぎ前であったほか交換受渡財産の数量が確定しておらず、審議会に諮問 する条件は整っていなかったが、徳島県による事業の緊急性等から、審議会委員の皆様方に ご意見をいただき、あらかじめご了解をいただいたもの。

3. 平成28年11月24日

第76回国有財産四国地方審議会において「了解を求める事項の処理状況」として委員にご説明当局への財産引継ぎ前であったほか交換受渡財産の数量が確定していなかったことから、前回審議会でご了解いただいた事項の中間報告としてご報告したもの。

4. 平成29年5月29日

第77回国有財産四国地方審議会において、「諮問事案」として委員にご説明 財産引継及び交換受渡財産の数量確定など所要の条件が整ったことから、「諮問事項」と して委員にご説明し、適当であるとの答申をいただいたもの。

【各委員のご意見等の要旨】

- ・交換渡地における徳島県利用計画の妥当性
- ・交換受地における今後の活用 ほか





所	管・	会計	名	財務省所管一般会計
交	換 柞	目手	方	徳島県
処	理	X	分	交換
適	用	法	令	国有財産特別措置法第9条第1項、第3項、第10条
契	約	方	式	随意契約
用	途	指	定	無(昭和42年3月10日蔵国有第459号「国有財産を交換する場合の取扱いについて」記-第2-1)
交	換	時	期	平成29年9月29日 契約
交	換	差	金	5百万円(平成29年10月20日納入:所有権移転日)
交	換	財	産	以下のとおり

	所 在 地	区分	数量	価 額	利用計画
交換渡財産(国有地) [旧徳島地方裁判所敷地]	徳島県徳島市徳島町 一丁目5番2	土 地 立木竹 工作物	4,025.00㎡ 19本 一式	765百万円	徳島東警察 署敷地
交換受財産(県有地) (旧徳島県立聾学校敷地)	徳島県徳島市中徳島 町二丁目104番2	土 地工作物	6,670.00㎡ 一式	760百万円	未定

位置図



案内図(空中写真)





交換財産の概要



				交換渡財産(国有地)	交換受財産(徳島県有地)
取	得	原	因	平成29年5月8日 徳島地方裁判所より引受	昭和50年7月1日 土地区画整理法による換地処分
沿			革	旧徳島地方裁判所敷地	旧徳島県立聾学校敷地
位環	置	及	び境	JR徳島駅の南東約0.7kmの国道11号線と国道192号線が交わる徳島本町交差点に位置している。 ・都市計画(用途地域) 商業地域(建80%、容600%)	JR徳島駅の東方約0.8kmの徳島市 景観計画「ひょうたん島沿岸周辺地域」 に位置している。 ・都市計画(用途地域) 第一種住居地域(建60%、容200%)
利	用	計	画	徳島東警察署敷地	未定

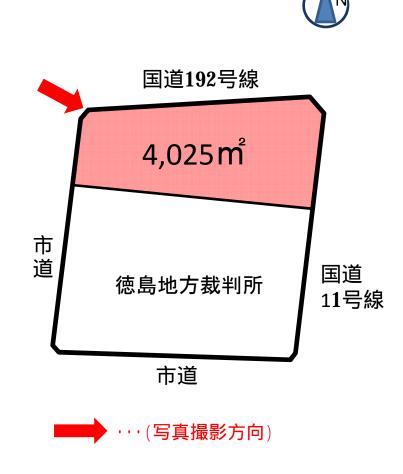
交換渡財産(国有地)の現況写真・平面図



現 況 写 真 (撮影日:平成**30**年**3**月**1**日)



···徳島地方裁判所



徳島東警察署」施設整備等事業の概要



事業の目的

1. 新たな防災拠点の整備 大規模災害発生時には、県庁及び警察本部の代替施設として機能

2. 県都・徳島市の治安維持 移転先(旧徳島地方裁判所敷地)は、本県交通の要衝

事業の特徴

徳島県は、財政負担の縮減のため、PFI手法 2により警察署整備事業を実施 (PFI手法を用いた警察署庁舎単独整備事業としては全国初)

<u>事業規模</u>

- ·契約金額 約7,531百万円
- ·平成30年度当初予算額 230百万円 (新庁舎建替設計、埋蔵文化財調査ほか)
- ·債務負担行為設定額(**H29~H47**年度) 9,000百万円

事業スケジュール(徳島東警察署庁舎整備等PFI事業)

平成30年1月26日 基本協定締結 平成30年3月13日 本契約締結 平成30年3月13日~平成48年3月31日 事業期間 (平成30年3月~平成33年2月中旬 設計·建設) (平成33年2月17日~平成48年3月31日 維持管理·運営)

事業者 株式会社徳島県警PFIサービス

新庁舎供用開始日 平成33年3月1日

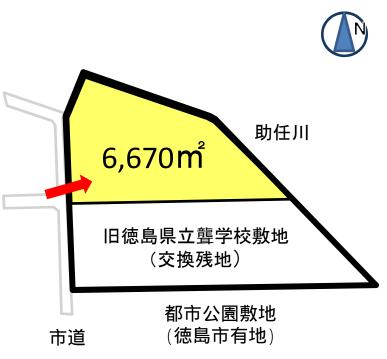
- 1「徳島東警察署」は、平成30年4月1日より「徳島中央警察署」に名称変更されております。
- 2 PFI(Private Finance Initiative)は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法です。

交換受財産(徳島県有地)の 現況写真・平面図



現 況 写 真 (撮影日:平成**30年3**月**1**日)





・・・徳島大学(助任川対岸)

・・・・(写真撮影方向)

第78回 国有財産四国地方審議会

報告事項説明資料

報告事項2

「庁舎等使用調整計画について」

- 1. 小松島みなと合同庁舎の庁舎等使用調整計画
- 2. 坂出合同庁舎の庁舎等使用調整計画

平成30年4月4日(水)財務省四国財務局

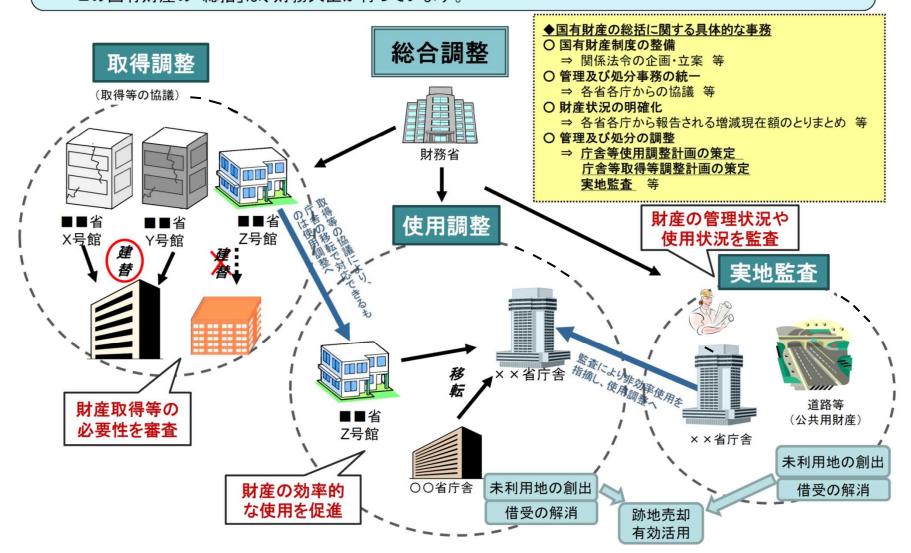




国有財産の総括

〇 個々の国有財産の管理処分事務は、各省各庁の長が行いますが、国有財産を全体として最も有効に活用するためには、個々の管理処分事務について総合調整(=総括)を行う必要があります。

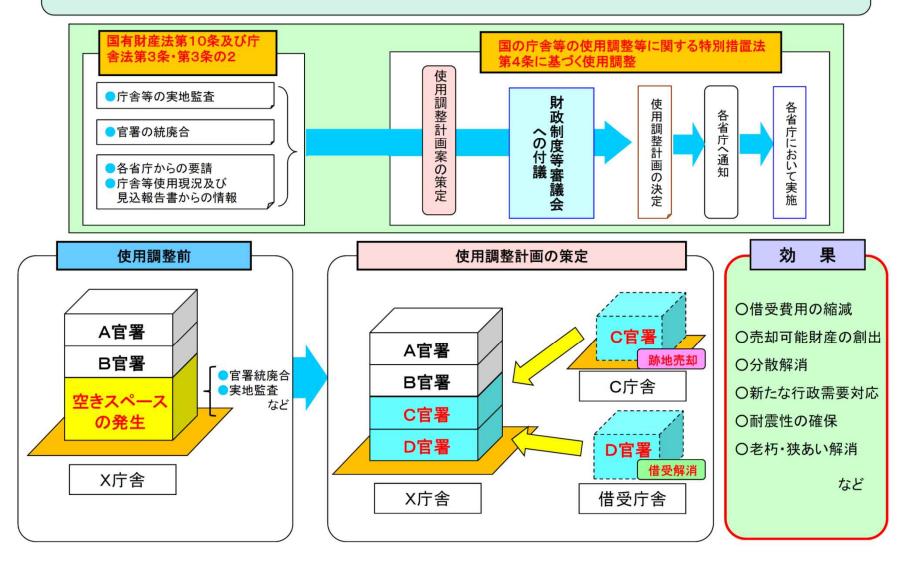
この国有財産の「総括」は、財務大臣が行っています。





庁舎等使用調整計画の概要

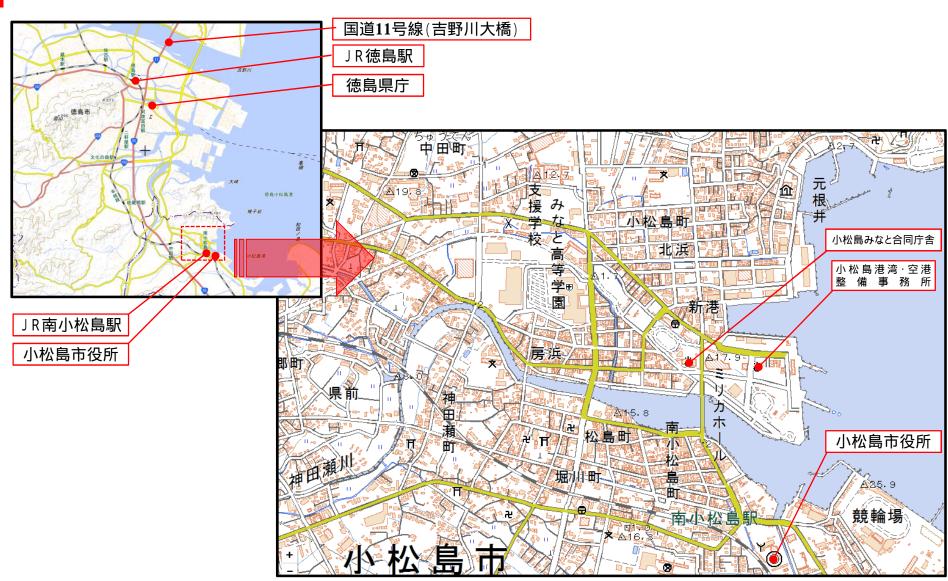
○ 財務省は、庁舎の空きスペース等に係る省庁横断的な入替調整(庁舎等使用調整計画の策定)を行い、 庁舎等の効率的な使用を推進しています。



1. 小松島みなと合同庁舎の庁舎等使用調整計画



位置図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1686号) この地図を複製する場合は、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

1. 小松島みなと合同庁舎の庁舎等使用調整計画



案内図(空中写真)



出典: 国土地理院ホームページ(http://maps.gsi.go.jp/) コンテンツを編集: 加工して作成

1. 小松島みなと合同庁舎の庁舎等使用調整計画



計画概要

徳島地方法務局小松島出張所退去に伴う空きスペースの活用



約640㎡の空きスペース

【小松島みなと合同庁舎】



〔所 在 地〕

徳島県小松島市小松島町字外開1-11

〔建物概要〕

平成6年築 地上4階 外

建 1,588㎡ / 延 4,058㎡

〔使用官署及びその使用の現状〕

神戸税関小松島税関支署 288m² 高松入国管理局小松島港出張所 107m² 51 m² 広島検疫所徳島小松島出張所 徳島労働局徳島公共職業安定所小松島出張所 361 m² 神戸植物防疫所坂出支所小松島出張所 149m² 動物検疫所神戸支所四国出張所小松島港事務所 61 m² 868 m² 第五管区海上保安本部徳島海上保安部 1,536m² 共用部分 未使用部分 637 m²



使用調整の内容

入居予定官署名等	調整床面積	方法・時期
四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所	約 540 ㎡	移転 平成32年度以降



借受解消(注1)

(注1)借受解消(約1,150㎡(土地)) 借受料縮減(年額約180万円)

(注2)残りの空きスペースについては、引き続き調整。

2. 坂出合同庁舎の庁舎等使用調整計画



位置図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1686号) この地図を複製する場合は、国土地理院の長の承認を得る必要があります。

2. 坂出合同庁舎の庁舎等使用調整計画

財務省 四国財務局 SHIKOKU Local finance bureau Ministry of Finance

案内図(空中写真)



2. 坂出合同庁舎の庁舎等使用調整計画



計画概要

高松法務局坂出出張所の退去に伴う空きスペースの活用



約630㎡の空きスペース

【坂出合同庁舎】



[所 在 地] 香川県坂出市京町2-1345-2 [建物概要] 平成3年築 地上4階 建 1,034㎡/延 4,180㎡

 【使用官署及びその使用の現状】
 644㎡

 高松国税局(集中簿書庫)
 67㎡

 中国四国農政局
 141㎡

 共用部分
 311㎡

 未使用部分
 628㎡

(注1)本庁舎は、坂出市役所と合築である。

のうち国専用部分1,792㎡



使用調整の内容

入居予定官署名等	調整床面積	方法・時期
香川労働局 坂出公共職業安定所	約 540 ㎡	移転 平成32年度以降



売却可能財産の創出(注2)

(注2)土地・約790㎡(約3,550万円(台帳価格))

第78回 国有財産四国地方審議会

報告事項説明資料

報告事項3

「今後の国有財産の管理処分のあり方について」 (財政制度等審議会国有財産分科会における検討状況)

平成30年4月4日(水)財務省四国財務局





資料4

最近の国有財産行政を巡る状況と課題

平成29年12月11日 財務省理財局



最近の国有財産行政を巡る状況

- 社会・経済等の環境変化に伴い、国有財産を巡る状況も大きく変化。
- 新たな地域社会の課題に対して国有財産行政も対応していく必要。

社会・経済等の状況

人口減少・少子高齢化の進展



介護・保育などの地域社会のニーズへの国有財産の 活用が重要。

土地に対する需要の減少に伴い発生する、所有者不明の土地や空き家などの不動産に関する問題に対して国有財産行政も対応する必要。

・災害発生のリスク



災害時の応急対応や生活支援等における国有財産の 活用も重要。

国有財産に関する状況

・未利用国有地のストックが減少



国有財産のストックが限られる中、将来世代も念頭 に国有財産を最大限有効活用することが重要。

・庁舎・宿舎の老朽化



予算制約がある中、既存の庁舎・宿舎のストックの 活用及び計画的な維持管理が重要。



普通財産に関する課題

普通財産の管理処分手続きの適正性の向上

公共随契などに関する手続きについて、国会等で様々な議論。

会計検査院から、国有財産の管理 処分手続きに関して指摘。



国有財産の管理処分手続きに関して、手続きの明確 化、売却価格の客観性の確保、行政文書のより適切 な管理を図る必要。

有効活用の更なる推進

地価下落等に伴う物納の減少や宿舎 削減計画の達成などもあり、未利用 国有地のストックが減少。



地域によっては国有財産の希少性も高まっており、 人口減少・少子高齢化などに伴う地域・社会のニー ズに対応して、将来世代を念頭にこれまで以上に国 有財産の有効活用を図る必要。

引き取り手のない不動産への対応

人口減少が進む中、所有者不明の土 地や空き家問題などの不動産に関す る課題が顕在化。



これらの不動産に関する課題に対して、行政として 様々な検討が進められているが、国庫帰属や国への 不動産の寄附をはじめとして国有財産行政としての 対応についても検討が必要。



行政財産に関する課題

行政財産全般

地域活性化や災害対応などの地域・社会のニーズ。



地域・社会の課題に対応するため、地域の核となる 行政財産(庁舎・宿舎)についても積極的に活用を 図る必要。

国家公務員宿舎の整備・更新

国家公務員宿舎の削減計画により、 老朽化した宿舎は廃止するとともに、 存置する宿舎は改修して長寿命化。



既存ストックの有効活用を図りつつ、国の危機管理 への対応にも配慮し、維持管理・建て替えを進めて いく必要。

庁舎の確保

庁舎の老朽化が進むとともに、地域 の人口減少に伴う公共施設の集約・ 再編等のニーズ。



使用調整・エリアマネジメントを着実に推進すると ともに、地域の再開発などに伴い取得する権利床も 活用し、庁舎を的確に確保する必要。 6)

特別会計所属の普通財産の契約事務委任

財務局・各省庁間の役割と責任分担を明確化

公共随契を中心と र्ब る国有財産の管理処分手続き等の見直 しの概要

. 管理処分手続きの明確化

(1) 売払い等結果の情報開示

地下埋設物などの主な価格形成要因も公表。 結の要件とし、契約金額をすべて公表。併せて、定期借地の賃料、都市計画上の制限、 般競争入札や公共性の高い随意契約(公共随契) を行う場合 価格公表を契約締

- (2) 処分等価格の決定手続き(見積り合せ) すべての公共随契において、見積り合せを実施
- (3) 売払い前提の貸付 売払い前提の貸付は廃止。
- 4 5 の財産の売払いに限定 必要費及び有益費の取扱い 売払代金の延納 延納は、公共用途による地方公共団体への一定規模以上の売払い及び個人に貸付中
- ない取り扱いを契約上明確にし、 民間の取引事例も参考にしつつ、貸付財産の必要費及び有益費の償還請求には応じ 財産の維持管理上必要な場合には国において対応。
- 責任の下で執行。 財産を所管する各省庁から委任を受けて行う売却等に係る契約事務は、財務局の
- 的に各省庁が判断。 財産の維持管理や支払いに関する事務など、各省庁の権限に属する事務は、最終

(7) 利用計画等の審査

は随意契約の適格性や事業者の財務状況等を重点的に審査 どの事業の許認可主体に対して事業の必要性等について文書 事業許認可主体において事業等に関する審査が行われる場合には、地方公共団体な で照会。財務局において

(8) その他

いて十分に説明するなど、 取得要望等の受付時に、公共随契の手続きの流れや必要書類などについて書面を用 必要な見直し を実施

資料

ω



2. 価格の客観性の確保

(1) 処分価格等の明確化

場合などは、 による客観的な見積額等により鑑定評価に反映。(事後的に地下埋設物等が発覚した 地下埋設物等の撤去費用等の見積もりは国自らが見積もる 鑑定評価額の修正を依頼。) ſ١ とはせず、民間精通者

外部有識者による第三者チェックを実施。 地下埋設物などによる価格の減価が大きい場合には、不動産鑑定士、 弁護士などの

には、 契約締結後に瑕疵が判明した場合において、相手方の賠償請求額が多額になる場合 同様に第三者チェックを実施。瑕疵担保責任の範囲は売払代金の額を上限に限

(2) 国有財産評価事務の適正化

不動産鑑定士に資料を提供する場合、不動産鑑定士において適切な判断がなされる

いった 評定価格を決定する際の評価調書の作成と鑑定評価書の審査は、鑑定部門において 資料の背景や作成者等について説明を実施。

一体として実施。

3. 文書管理

世も る資料や契約に関して記載すべき内容を明確化し、 改正された行政文書の管理に関するガイドラインに基づき、 合わせ記録について、文書の作成・保存の徹底を図ると同時に、 決裁文書を充実化 意思決定過程等の重要な 決裁文書に編綴す

 \times 財産の管理処分手続きに反映。 以上の見直し内容については、 所要の通達改正等を可能な限り速やかに実施し、 国有